

1 公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）の財務諸表の取り扱いについて（地方独立行政法人法第34条）

- (1) 法人は、毎事業年度終了後三月以内に財務諸表を作成し、設立団体の長へ提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 法人は、財務諸表及び決算報告書に関し、監事の監査を受けなければならない。
- (3) 設立団体の長は、財務諸表の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。
- (4) 法人は、設立団体の長から財務諸表の承認を受けたときには、遅滞なく、財務諸表等を一般の閲覧に供しなければならない。

2 平成18年度財務諸表等の概要及び相互関連図

()は17年度 (単位:億円)

キャッシュフロー計算書

(会計期間の活動区分別資金の流れ)

貸借対照表

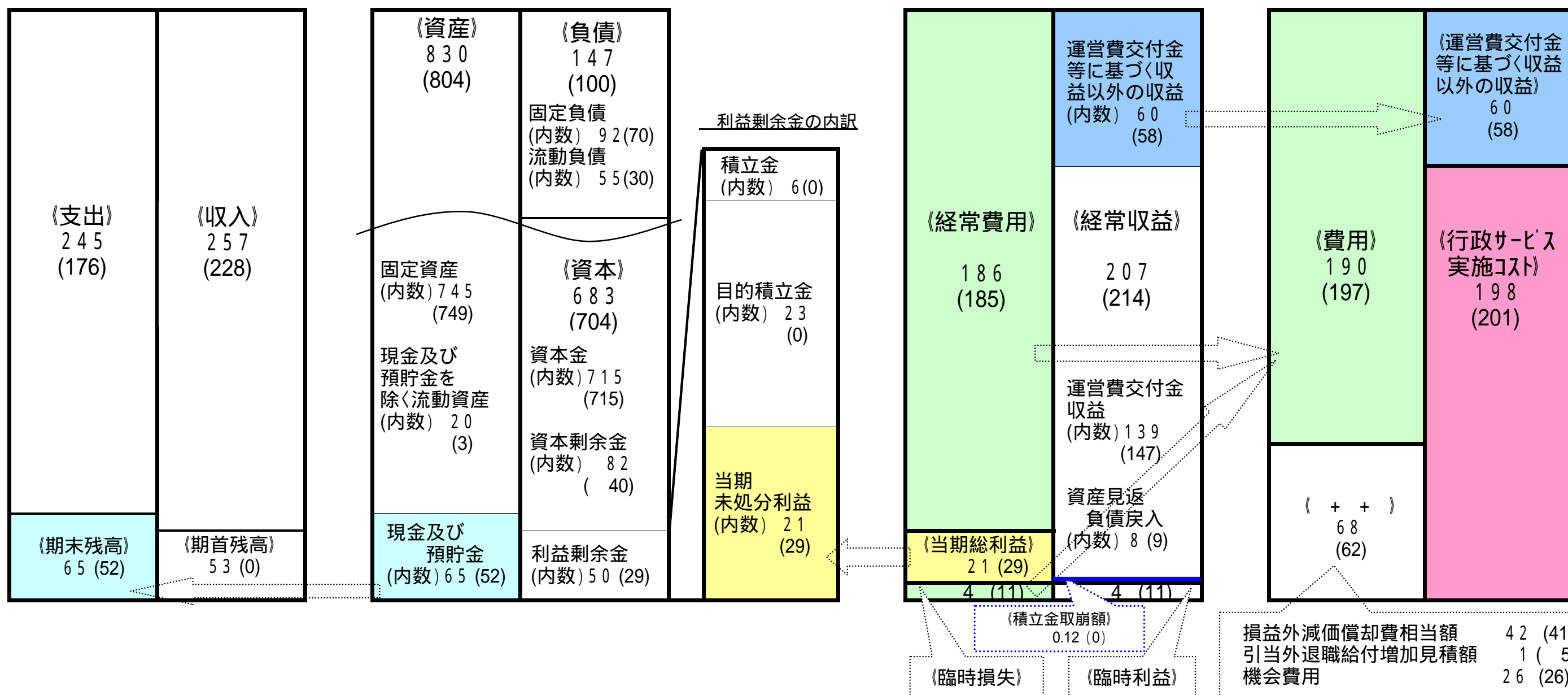
(期末日の財政状態)

損益計算書

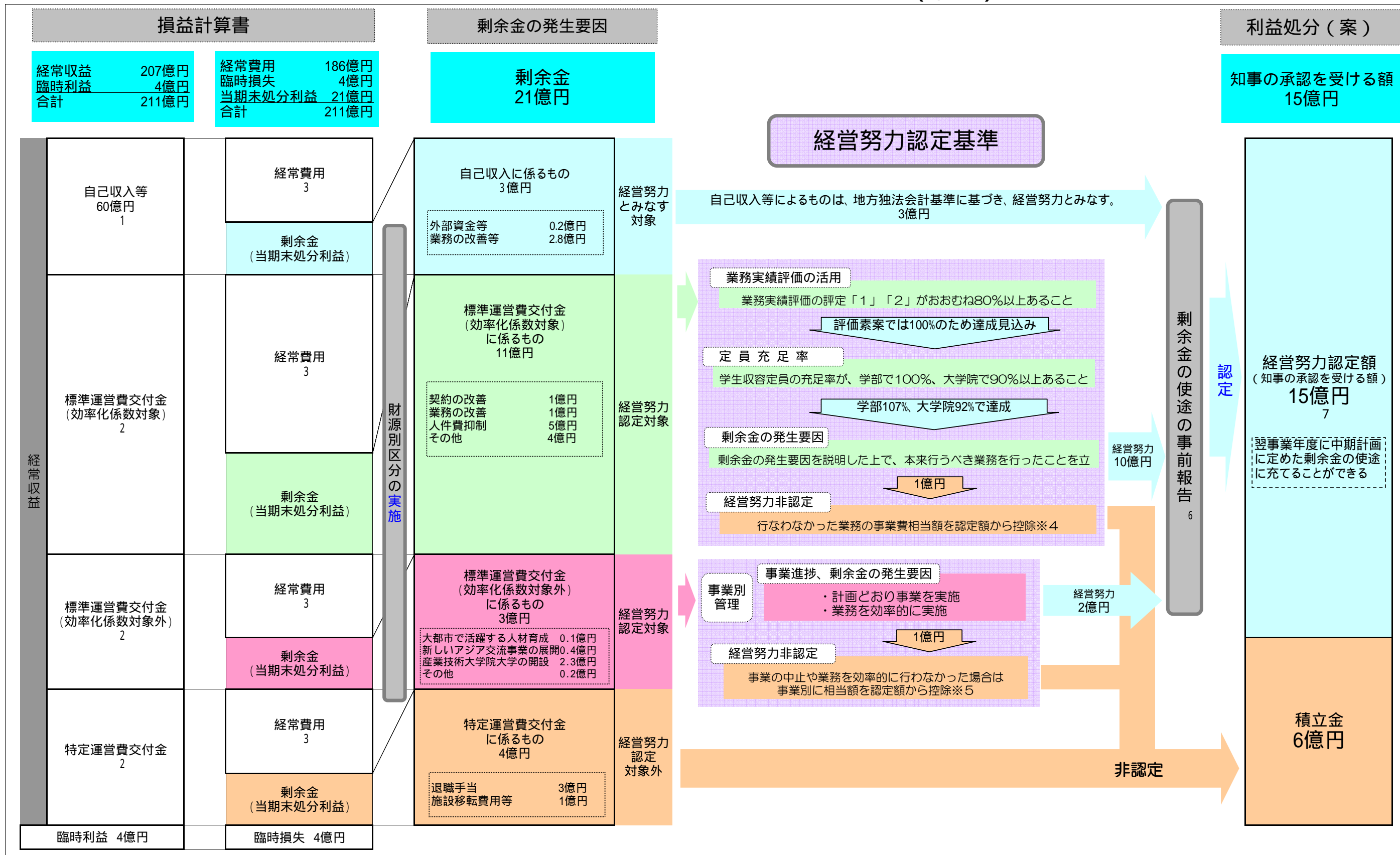
(会計期間の運営状況)

行政サービス実施コスト計算書

(都民負担に帰すべきコスト集約)



剰余金の概要及び利益処分案について(素案)



1 自己収入等の内訳

授業料等収益	51億円
受託研究等収益	7億円
雑益等	2億円

2 経常収益(自己収入等除く)の内訳

運営費交付金収益	139億円
資産見返負債戻入	8億円

3 経常費用の内訳

業務費	160億円
一般管理費	26億円

4 控除額の内訳(効率化係数対象)

常勤監事任用せず	0.2億円
必要な教員の補充を行わなかった	0.8億円

5 控除額の内訳(効率化係数対象外)

事業の進捗に遅れが生じた	0.2億円
人件費及び人材派遣費の不要額	0.7億円
リ-ス開始の遅れ、会場使用料不要額	0.1億円

6 剰余金の使用の内訳(法人案17億円分)

国際化推進ファンドの創設	5.0億円
グローバル型任用ファンドの積み増し	1.5億円
教育研究高度化推進のための取組み	3.5億円
部局ごとの教育研究の質の向上等取組み	1.5億円
キャンパス環境を改善するための整備	2.5億円
効率化推進積立金	3.0億円

7 経営努力認定額

法人案	17億円
最終案	15億円
差引	2億円